

(参考)

請求書記載事項

- 様式は問いません。
- 適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者については次の1から3の事項（適格請求書を必要としない場合もあります。）、それ以外の事業者については2及び3の事項の記載をお願いします。
- 必要に応じて当局職員から記載事項について追加で依頼することがあります。

1 適格請求書記載事項

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った日）
- (3) 取引の内容
- (4) 税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- (5) 税率ごとに区分した消費税額
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - 「横浜市交通事業管理者」としてください。

2 振込先口座情報

振込先口座情報又は

資格審査申請システムで申請後に発行される【業者コードー口座枝番】

3 契約基本情報

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 請負代金額

※上記内容は契約書と同様の内容を記載してください。

※上記とは別に請求金額等、請求書に記載必須な事項は記載していただきます。